

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略) <u>平成24年9月24日 一部改正</u></p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）又は<u>資本金</u>の額若しくは出資の総額が 10 億円未満の会社（中小企業者を除く。）である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p> <p>第2章 ～ 第8章 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成24年10月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略)</p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）又は<u>資本</u>の額若しくは出資の総額が 10 億円未満の会社（中小企業者を除く。）である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p> <p>第2章 ～ 第8章 (略)</p>	